

■上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見への回答

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|------------|-----------|----|---|-----|---|---|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 1 | 事業の範囲について | 1 | 第1 | 1 | (6) | | | 市は第三者委託を予定して・・・とありますが、第三者委託の範囲をご教示願います。 | 要求水準書（素案）をご参照ください。 |
| 2 | 事業の範囲について | 1 | 第1 | 1 | (6) | | | 「市は第三者委託を予定しており」とありますが、第三者委託の受託者は特別目的会社との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 新設する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | ア | (イ)、(ウ)に記載がある、「薬品注入棟」、「脱水機棟」は合棟で建設することも可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（素案）をご参照ください。 |
| 4 | 新設する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | ア | (エ)の電気・計装設備とありますが、自家発電設備は不要と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 設備仕様の詳細は要求水準書（素案）をご参照ください。 |
| 5 | 設計業務について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ② | イ | (イ)の設計業務について、基本設計は不要であると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 設計業務の取りまとめ方法は要求水準書（素案）に従って提案してください。ただし、施設配置や容量計算等の重要な部分については随時市が確認できるよう報告してください。 |
| 6 | 設計業務について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ② | イ | 設計業務には、基本設計や認可変更業務を含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | 基本設計についてはNo. 5の回答をご参照下さい。認可変更については市が行います。 |
| 7 | 撤去する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | イ | 場内において、撤去をするのが適切でないとする部位（高速沈でん池2号池の一部）は存置させたいと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 撤去対象物の取り扱いについては要求水準書（素案）をご参照ください。 |
| 8 | 撤去する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | イ | (ア)～(カ)に撤去施設が記載されていますが、他に対象施設は無いとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（素案）のとおりです。 |
| 9 | 撤去する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | イ | (ア)～(カ)に撤去施設が記載されていますが、撤去が適切でないと判断される個所がある場合には、部分的に残置させることも検討し、提案できるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 7の回答をご参照ください。 |
| 10 | 撤去する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | イ | (ア)場内の不要な導・送水管について、今回事業で撤去が適切でないと判断される個所がある場合には、部分的に残置させることも検討し、提案できるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 7の回答をご参照ください。 |
| 11 | 撤去する施設について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ① | イ | 撤去対象物の詳細な図面をお示し下さい | 入札公告後、希望者に貸与する予定です。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|----------------|-----------|----|---|-----|---|-----|---|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 12 | 事前調査業務について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ② | イ | 事前調査業務は、貴市で実施された調査結果（地質調査、アスベスト調査、PCB使用状況調査、土壌汚染調査等）が示された上で、再整備業務に必要な調査を実施するものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。本市で実施した調査結果については、入札公告後、希望者に貸与する予定です。 |
| 13 | 施設公開業務について | 2 | 第1 | 1 | (6) | ② | ウ | 施設公開業務とは見学者対応と考えますが、事業者は貴市の補助という理解でよろしいでしょうか。見学を希望される団体として、自治体関係者様、社団・財団等の団体様、小学生などが考えられます。 | 要求水準書（素案）のとおりです。 |
| 14 | 浄水汚泥等の処理業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ② | ウ | 浄水汚泥の所有者は貴市であり、貴市が排出事業者との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (ウ) | 貴市が実施される水質検査の項目および頻度をご教示願います。 | 要求水準書（素案）をご参照ください。また、神戸市水道局水質検査計画をご参照ください。（HPで確認することができます。） |
| 16 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (ウ) | 水質検査の範囲項目をご教示願います。 | No. 15の回答をご参照ください。 |
| 17 | 工業用水道事業について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (カ) | 市が実施する業務に工業用水道事業との調整がありますが、工業用水道事業の運転維持管理はどこが行われるのでしょうか？ | 工業用水道事業は市が管理します。 |
| 18 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (カ) | 工業用水道事業との調整とは、別途実施される工水施設の工事との調整も含むとの理解でよろしいでしょうか。 | 工業用水道事業との調整とは、要求水準書（素案）に示すとおり、運転管理上で想定される、非定常時の工業用水道事業との調整を指すものです。 |
| 19 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (カ) | 工業用水道事業との調整とありますが、具体的な内容をご教示願います。 | No. 18の回答をご参照ください。 |
| 20 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (キ) | 阪神水道企業団との調整とありますが、企業団が実施される神呪量水池改良工事との調整も含む理解でよろしいでしょうか。 | 阪神水道企業団との調整とは、要求水準書（素案）に示すとおり、運転管理上で想定される調整を指します。 |
| 21 | 市が実施する業務について | 3 | 第1 | 1 | (6) | ③ | (キ) | 阪神水道企業団との調整とありますが、具体的な内容をご教示願います。 | No. 20の回答をご参照ください。 |
| 22 | 事業期間 | 3 | 第1 | 1 | (8) | | | 本事業の事業期間・・・について 整備期間5年間の中には、場内の工水施設機能を改良する工事（完了予定H33.3）と約6ヶ月の試験運転を含む制限があり 実際の工事期間は3.5年間です。工期設定の元となった市の概略工程をお示ください。 | 工事期間を3.5年と制限しているものではなく、5年間の整備期間において、設計や試運転を含めて効率的に実施していただくことを想定しております。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|---------------------|-----------|----|---|------|---|--|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 23 | 事業スケジュール(予定)について | 3 | 第1 | 1 | (9) | | | 「整備期間中に約6か月程度の試験運転を行うこと」とありますが、試験運転とは試運転との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 事業スケジュール(予定)について | 3 | 第1 | 1 | (9) | | | 整備期間について、P.4に「工水施設の工事は平成33年3月までを予定している。」とあります。そこから撤去工事が始まり試験運転開始までに完工となると工事期間は3.5年となります。隣接する甲山調整池の工事において、地元住民との協議が長期に渡り、また協議の結果から大型車両通行台数が制限されたとの事例が「第57回全国水道研究発表会(平成18年5月)、(5-48)大容量調整池工事におけるコンクリート品質管理および施工管理」で報告されています。よって、実質工事期間3.5年は短いのではないかと思慮します。工事期間を設定された工事条件についてご教示願います。 | No. 22の回答をご参照ください。 |
| 25 | 設計・建設・工事監理に係る対価について | 3 | 第1 | 1 | (10) | ① | | 上水施設の設計・建設・工事監理に係るサービス対価については、年度ごとに事業契約書に基づいて事業者を支払うとありますが、設計・建設・工事監理に係る費用については事業者は民間資金を調達する必要がないとの理解でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 事業者の収入について | 4 | 第1 | 1 | (10) | ② | | 維持管理に係る対価は維持管理期間に渡り事業者を支払うとありますが、提案する維持管理計画に基づき、検収期間ごとに変動する(延払いではない)との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。入札時の提案書類として提出された事業計画(維持管理計画を含む)に従って事業契約を締結し、その内容に基づいて維持管理業務に係る対価を支払います。 |
| 27 | 工業用水道施設の工事 | 4 | 第1 | 1 | (12) | ① | | 工業用水道施設の工事において、「また現在、工水施設の工事の前段階として、処理機能等の確認をすべく、試運転を実施しており、その結果によっては、工事内容や工事期間に変更が生じる可能性がある。」とありますが、変更が生じ、工事費が増大した場合のリスクは、別紙2の事業に係るリスク分担の内、建設段階、工事費増大に基づくものであり、貴市の帰責事由によるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 留意事項について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ① | | 工水施設の工事の具体的な内容が確認できる資料をご提示願います。 | 参考図としてお示しします。 |
| 29 | 留意事項について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ① | | 現在実施されている工水施設の試運転について、結果により工事内容や工事時期に変更が生じた際の工期への影響リスクは貴市負担と考えてよろしいでしょうか。 | No. 27の回答をご参照ください。 |
| 30 | 工業用水道施設の工事について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ① | | 「工水施設の工事は平成33年3月までを予定」とありますが、工事の遅延が発生した場合には、市のリスクになると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | No. 27の回答をご参照ください。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|-------------------------|-----------|----|---|------|-----|--|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 31 | 留意事項について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ③ | | 場内におけるその他の工事内容が確認できる資料をご提示願います。 | 現時点において、提示できる資料はございません。 |
| 32 | 場内におけるその他の工事について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ③ | | 「・・・これら工事と調整する必要がある」とありますが、調整するための資料（工事内容を示す図面や工程表）を開示願います。 | 入札説明書等において示します。 |
| 33 | 留意事項について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ④ | | 千苺導水路が工事中の平成36年9月までは今回施設の試運転ができないということは、平成36年10月～平成37年3月末日までの6ヶ月間で、約6ヶ月程度の試験運転を行うこととなります。工期的に全く余裕がありませんが、再調整の余地はありませんか。 | 試運転を行う時期については記載したとおりですが、試運転の手順と必要期間については提案可能とします。 |
| 34 | 留意事項について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ④ | | 千苺導水路の工事が予定通り完了しない場合、工期への影響のリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 千苺導水路の工事について | 4 | 第1 | 1 | (12) | ④ | | 「試運転を計画する際に留意する」とありますが、千苺導水路の水管橋更新工事に遅延が発生した場合、市のリスクになると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 実施方針に関する意見・質問の受付・回答について | 5 | 第1 | 2 | (2) | (3) | | 本質問に対する回答を頂いた後に、回答に対する再質問の機会を与えていただく事は可能でしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 37 | 実施方針の変更 | 6 | 第1 | 2 | (4) | | | 実施方針の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、書類の内容を見直し、変更することがある。とありますが、入札説明書等の公表までに民間企業との意見交換を含めた民間対話の機会を設けて頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 38 | 実施方針の変更 | 6 | 第1 | 2 | (4) | | | 「実施方針の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、書類の内容を見直し、変更することがある。」とあります。弊社試算では、要求事項に対して厳しい金額であると認識しており、事業費と要求水準の内容と整合を図るために、実施方針・要求水準の見直しに向け、本質問・意見書に加え、実施方針・要求水準や事業費の見直し等に関し、対話の機会を設定して頂きたいと考えます。 | ご意見として承ります。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 |
|----|-------------------|-----------|----|---|------|--|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | |
| 39 | 事業スケジュール(予定)について | 7 | 第2 | 2 | | | 本事業は特定事業選定から事業契約締結までのスケジュールが短期間で設定されていることから、貴市のご意向等を十分に提案に反映するため、提案書提出後、技術対話に基づく技術提案の内容の一部改善及び再見積の機会を設けていただくよう希望します。なお、技術対話については、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(内閣府)」P27に記載されています。 | 提案書提出前に対話の機会を設けることを検討します。 |
| 40 | 募集及び選定のスケジュールについて | 7 | 第2 | 2 | | | 民間事業者のアイデアを取り入れて頂くために、資格審査結果の通知後に希望する者と対話の場を設けていただく事をご検討願います。 | No. 39の回答をご参照ください。 |
| 41 | 募集及び選定のスケジュールについて | 7 | 第2 | 2 | | | 今回事業者の応募及び選定スケジュールが非常に短期間で設定されており、各時期については、もう少し詳細にご提示願います(○月上旬/中旬/下旬等)。 | ご意見を踏まえ、資格審査書類受付に関する主なスケジュールを以下のとおり修正します。スケジュール詳細については入札説明書等で示します。 ・入札説明書等のうち資格審査に関する質疑受付：6月中旬 ・入札説明書等のうち資格審査に関する質疑回答：6月下旬 ・資格審査書類受付締切：7月中旬 ・資格審査結果の通知：7月下旬 |
| 42 | 募集及び選定のスケジュールについて | 7 | 第2 | 2 | (3) | | 入札説明書等に関する質疑回答について、質疑回答と資格審査の受付が直近過ぎるため、民間企業内の協議時間が確保できない状況です。質疑回答と資格審査の締切は最低でも1ヶ月程度あると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | No. 41の回答をご参照ください。 |
| 43 | 事業スケジュール(予定)について | 7 | 第2 | 2 | (10) | | 事業期間の始期に先だって締結予定の基本協定の内容はどのような内容でいつ公表されるのでしょうか。また基本協定、事業契約の締結にあたって議会の承認は必要でしょうか。 | 入札説明書等の公表時に基本協定(案)及び事業契約書(案)を公表します。基本協定及び事業契約の締結に関しては議会の承認を要するものではありませんが、契約締結後に議会へ報告することを予定しています。 |
| 44 | 事業スケジュール(予定)について | 7 | 第2 | 2 | (10) | | 本「基本協定」時点では特別目的会社は設立されておらず、したがって特別目的会社は調印者ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 基本協定を落札者と締結後に特別目的会社を設立する手順となります。 |
| 45 | 予定価格について | 8 | 第2 | 3 | (2) | | 本事業は、PFI法に基づき実施するとの方針から、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(内閣府)」P11を踏まえ、PSC及びPFI事業のLCCをVFMの評価過程や評価方法を合わせて公表いただくようお願いいたします。 | 特定事業の選定の公表時にVFMの評価について公表する予定です。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|-----------------------|-----------|----|---|-----|---|-----|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 46 | 入札公告、入札説明書などの公表について | 8 | 第2 | 3 | (2) | | | 事業契約書（案）とは、契約時に協議を行い変更可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 原則として、事業契約書(案) で提示した条文に従って契約を締結するものとします。 |
| 47 | 事業スケジュール(予定) について | 8 | 第2 | 3 | (7) | | | 提案書提出に際して、入札保証金納付の考え方をご教示ください。 | 入札保証金は免除とする予定です。詳細は入札説明書において示します。 |
| 48 | 入札参加者の参加資格要件について | 9 | 第2 | 4 | (1) | ウ | | 協力企業の資格要件をご教示お願いします。 | 協力企業に関しては特段の資格要件を設けません。 |
| 49 | 入札参加者の参加資格要件について | 9 | 第2 | 4 | (1) | ウ | | 特別目的会社から直接業務を受託又は請負する構成企業については、必ずしも特別目的会社への出資を要しないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 50 | 入札参加者の全体構成について | 9 | 第2 | 4 | (1) | ウ | | 構成企業は、SPCへの出資が必須であると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | No. 49の回答をご参照ください。 |
| 51 | 入札参加者の参加資格要件について | 9 | 第2 | 4 | (1) | ウ | | 維持管理段階における小修繕や点検業務について、現場での効率的な運営のため、特別目的会社から協力企業に直接業務を受託又は請負を認めて頂けますでしょうか。 | 原則として、特別目的会社から維持管理業務を行う企業へ発注することとします。 |
| 52 | 入札参加者の参加資格要件について | 9 | 第2 | 4 | (1) | エ | | 設計企業、工事企業、運転・維持管理業務を行う企業（維持管理企業）は、必ず構成企業となる、という理解でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務を行う企業は構成企業とします。 |
| 53 | 入札参加者の参加資格要件について | 9 | 第2 | 4 | (1) | カ | | 協力企業については適宜追加変更することは認められる、との理解でよろしいでしょうか。 | 原則として、協力企業は交代しないものとします。ただし、市が認めた場合に限り交代できることとします。 |
| 54 | 入札参加者の参加資格要件について | 11 | 第2 | 4 | (3) | イ | | 建設業務を特別目的会社からJVで請け負う場合、構成企業の要件はJVメンバーの1者が満たせばよいと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 55 | 上水施設の建設業務を行う企業の実績について | 11 | 第2 | 4 | (3) | イ | (エ) | 建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていることとありますが、沈殿池とろ過池は同一の浄水場で同一の契約でなければならないのでしょうか？ | 複数の実績で満たすことも可とします。 |
| 56 | 入札参加者の参加資格要件について | 12 | 第2 | 4 | (3) | エ | | 維持管理業務を特別目的会社からJVで請け負う場合、構成企業の要件はJVメンバーの1者が満たせばよいと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 維持管理を行う企業について | 12 | 第2 | 4 | (3) | エ | (ウ) | 維持管理業務の実務を担う企業が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとすると思いますが、これは維持管理JVを組成して実施することも可という理解でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|--------------------|-----------|----|---|-----|---|-----|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 58 | 提案審査について | 13 | 第2 | 5 | (3) | イ | | 定量的評価と定性的評価の比率はどの程度を想定されていますか。 | 入札説明書等において示します。 |
| 59 | 予定価格について | 13 | 第2 | 5 | (3) | イ | (7) | 予定価格について、ホームページの「上ヶ原浄水場再整備等事業における実施方針の公表について」に示される事業費（14,850百万円）が該当するとの理解で宜しいでしょうか？ | ホームページで公表している事業費と予定価格は異なります。 |
| 60 | 予定価格について | 13 | 第2 | 5 | (3) | イ | (7) | 予定価格について、その算定は基本設計業務で行われたものと思料しますが、当該図書および関連図書の閲覧は可能でしょうか？また、閲覧可能な場合、その時期はいつをご予定でしょうか？ | 基本設計業務に関する図書の閲覧は予定しておりません。 |
| 61 | 審査手順に関する事項について | 13 | 第2 | 5 | (3) | イ | (4) | 定性的評価項目の詳細は、入札説明書等で示されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 62 | 特別目的会社に関する取り扱いについて | 14 | 第2 | 7 | | | | 特別目的会社の登記上の本店所在地は指定はございますでしょうか。 | 特別目的会社は神戸市内に登録するものとします。 |
| 63 | 特別目的会社に関する取り扱いについて | 14 | 第2 | 7 | | | | 特別目的会社へ出資する出資企業の出資比率は変更することが可能でしょうか。また、出資企業の変更は可能でしょうか。 | 出資比率及び出資企業の変更は一定の条件を満たした場合に可能とします。変更の条件については入札説明書等で示します。 |
| 64 | 開発区域 | 17 | 第4 | 1 | (2) | カ | | 今回の施設は、開発行為後の施設であると考えますが、開発であるとした場合、開発行為の申請者と事前協議の有無、開発行為手続きの期間についてご教示ください。 | 開発行為の申請が必要な場合は事業者にて実施するものとします。開発行為申請の有無は計画される内容によりますので、事業者で西宮市にご確認ください。 |
| 65 | 緑地面積について | 17 | 第4 | 1 | (2) | カ | | 「開発区域の30%以上の緑地」の確保が必要とありますが26項に示される事業予定地の30%以上を緑地にするものではないとの理解でよろしいでしょうか。開発行為の対象区域（対象面積）および現状の緑地区域・面積をご教示願います。 | No. 64の回答をご参照ください。 |
| 66 | 敷地周辺設備 | 17 | 第4 | 1 | (4) | イ | | 「6.6kV、1回線受電」とございますが、貴市類似施設同様に2回線受電としなくてもよろしいでしょうか。 | 2回線受電とします。（要求水準書（素案）のとおりです。） |
| 67 | 施設の立地条件について | 17 | 第4 | 1 | (4) | エ | | プラント排水が下水放流とありますが、受け入れ条件をご教示願います。 | 要求水準書（素案）P18で示しているとおおり、原則として、クローズドシステムとしますので、通常時はプラント排水はございません。試運転時や緊急時に下水放流を検討される際の受け入れ条件については、西宮市の環境部局へご確認ください。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|------------------------|-----------|-----|---|---|--|--|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 68 | 浄水能力について | 17 | 第4 | 2 | | | | 薬注設備などの仕様を決めるための、想定される平均浄水量および最小水量をご教示願います。 | 平均浄水量については、通常時運用水量として、要求水準書（素案）に示しています。最小水量については、特に想定はしていません。 |
| 69 | 財政上及び金融上の支援等に関する事項について | 20 | 第7 | 2 | | | | 新設する粒状活性炭設備について、国庫補助を受けるお考えはございませんでしょうか。 | 現行の採択要綱では、当該設備は補助事業に当てはまらなと考えています。 |
| 70 | 上ヶ原浄水場の位置 | 26 | 別紙1 | 1 | | | | 事業スケジュール（予定）において、整備期間が5年と設定されていますが、関西学院大学の敷地を通過する際の条件を考慮されていると理解してよろしいでしょうか。 | 場外の通行条件等は事業者の責任で調整してください。 |
| 71 | 上ヶ原浄水場の位置 | 26 | 別紙1 | 1 | | | | 本事業予定地へ交通経路は、関西学院大学の敷地近辺を回避することが困難と見受けられますが、工事車両が通過する際の交通誘導員等の配備は不要との理解でよろしいでしょうか？ また、必要な場合に発生する費用は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 70の回答をご参照ください。 |
| 72 | 上ヶ原浄水場の位置 | 26 | 別紙1 | 2 | | | | 上ヶ原浄水場への主たる進入路は関西学院大学の敷地を通る道路と考えます。工事期間中の車両通行の説明は実施済みと理解してよろしいでしょうか。関西学院大学への説明も本施設の設置に関する住民説明と理解してよろしいでしょうか。 | 場外の通行条件等についてはNo. 70の回答をご参照ください。 本施設の設置に関する説明については必要に応じて本市が行います。 |
| 73 | 事業予定地の範囲 | 26 | 別紙1 | 2 | | | | 浄水場内の事業予定地の範囲ですが、詳細な敷地境界線等は明示頂けますでしょうか。 | 入札説明書等で示します。 |
| 74 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「契約締結」の項目の内、契約締結の遅延について、貴市と事業者の協議が調わないことに起因する遅延・中止の扱いをご教示ください。 | 協議が整わない場合の対応については、入札説明書等で示します。 |
| 75 | 事業に関するリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 表中の「契約締結」の内容欄に「事業者の帰責事由」とありますが、契約書協議が長くなった場合の帰責は双方にあると考えるため、事業者単独の責ではないと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。 | No. 74の回答をご参照ください。 |
| 76 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「許認可取得」の項目の内、事業者が取得すべき許認可の内容を具体的にご教示願います。 | 浄水場施設の設計に関する事業上の責任を果たすために、必要な許認可・届出があることが想定されますが、具体的な内容については、事業者が調査し、実施して下さい。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|----------------|-----------|---------|----|---|--|--|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 77 | 事業に関するリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 表中の「許認可取得」の内容欄に「取得すべき許認可」とありますが、具体内容と取得するための協議部署をご教示願います。 | No. 76の回答をご参照ください。 |
| 78 | 事業に関するリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 表中の「制度・法令変更」の内容欄に「許認可の変更等」とありますが、水道法の変更による費用増加が発生した場合は市の責と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | 水道法は「本事業に直接関わる関係法令」に該当しますので、ご理解のとおりです。 |
| 79 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「第三者賠償」の項目の内、帰責事由が特定できないもの（事業者が保険求償できないもの）は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業者が、自らの帰責事由による事故で無いことを立証した場合には、市のリスクとします。 |
| 80 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対により工事車両台数に制限が発生した場合のリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。 | 本施設の設置に関する住民反対運動等に起因するものは市の負担、事業者が行う業務に関する住民反対運動等に起因するものは事業者の負担となります。 |
| 81 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「住民対応」の項目の内、住民への配慮が必要となる工事車両台数について、整備期間を5年間と計画した際に前提とされた1日当たりの工事車両台数をご教示ください。 | 整備期間の設定根拠については提示できません。 |
| 82 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「住民対応」の項目の内、これまでの事業説明等で明確になっている制限事項があればご教示ください。 | 現在、提示できる制限事項はございません。 |
| 83 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対運動により要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 84 | 事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙 2 | | | | | 本事業予定地は、工事車両の交通に関する制約が発生すると見込まれますが、住民対応により、工事車両等の制限が発生したい場合、その事項に起因した事業費の増大は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 85 | 別紙2：事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙 2 | 共通 | | | | （住民対応）事業者が行う業務・・・住民反対運動等について事業者の帰責事由でない工事制限等に起因する事項は○が市、△が事業者としていただきたい。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 86 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙 2 | | | | | 共通「住民対応」の項目の内「事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理）に関する住民反対運動等」が事業者側のリスクとなっておりますが、要求水準と関連法令を逸脱しないものについては貴市のリスクであると理解でよろしいでしょうか。 | No. 80の回答をご参照ください。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|----|----------------|-----------|-----|----|---|--|--|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 87 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙3 | | | | | 共通「住民対応」の項目について、住民説明等は貴市が主体となって行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（素案）に記載のとおり、地元説明は市が行い、事業者はその補助、資料作成を行います。なお、事業者が行う業務に関する住民対応のリスク分担は、No. 80の回答のとおりです。 |
| 88 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「環境問題」の項目の内、「環境の悪化」とは、関連法規や条例を逸脱した状態と考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 89 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「物価変動」の項目の内、建設段階は事業者リスクとされていますが、今回整備期間が長期にわたるため、公共工事のスライド条項を適用いただくようご再考をお願いします。 | 上水施設の設計・建設・工事監理に係る対価については改定を行わないものとします。 |
| 90 | 事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | | | | | 建設段階でのインフレ/デフレ（物価変動）リスクが事業者負担となっていますが、一定範囲を超えるものについては貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | No. 89の回答をご参照ください。 |
| 91 | 物価変動リスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 建設期間のインフレ/デフレは事業者のリスクになっていますが、建設期間が長期にわたることから、一定範囲を超えるインフレ/デフレについては市側に負って頂くことが適切と思料します。 | No. 89の回答をご参照ください。 |
| 92 | 別紙2：事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | 共通 | | | | （物価変動）建設段階での・・・について事業者の帰責事由でない及び一定範囲を予め明確にし定めた範囲を超える場合、○が市としていただきたい。 | No. 89の回答をご参照ください。 |
| 93 | 別紙2：事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | 共通 | | | | （物価変動）の建設段階・・・について、事業者に○となっています。長期工事の為、物価変動リスクについては一定範囲については事業者側が負うが、それを超過した場合には、公共側も負担する条件で市にも○をつけていただけないか。 | No. 89の回答をご参照ください。 |
| 94 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「物価変動」の項目の内、維持管理段階は長期に及ぶため、人件費、薬品費、電気代、その他さまざまな項目で変動することが想定されます。「一定範囲」の定義をご教示願います。また、指標となるインデックス及び変動率等の定めが必要であると考えます。 | 一定範囲及び指標等については、入札説明書等において示します。 |
| 95 | 事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | | | | | 物価変動について、物価改定を行う際の指標をご提示願います。 | No. 94の回答をご参照ください。 |
| 96 | 事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | | | | | 物価変動について、「一定範囲」を具体的な数値にてご提示願います。 | No. 94の回答をご参照ください。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----------------|-----------|-----|----|---|--|--|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 97 | 別紙2:事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | 共通 | | | | (物価変動)において、一定範囲内のインフレ/デフレとありますが、一定範囲とはどの範囲をお考えでしょうか。 | No. 94の回答をご参照ください。 |
| 98 | 事業に係るリスク分担 | 27 | 別紙2 | | | | | 物価変動について、維持管理段階での一定範囲を超えるインフレ/デフレも従たるリスクとして事業者負担となっています。一定範囲を超えるものについては貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | No. 94の回答をご参照ください。 |
| 99 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「不可抗力」の項目の内、事業者が従分担となっている考え方をご教示願います。事業者側は原因調査、復旧に向けた協力をもって従分担と考えます。 | 事業者が負担すべき事項については、事業契約書(案)で示します。 |
| 100 | 事業に係るリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 共通「不可抗力」の項目について、双方の責めに帰すことのできない自由についてのリスクは、事業者側では負いかねます。従たるリスクを負う場合でも事業費高騰の要因となります。市にての負担をお願いいたします。 | No. 99の回答をご参照ください。 |
| 101 | 事業に関するリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 表中の「住民対応」の内容欄「本施設の設置に関する住民反対運動等」について、施設設置工事における車両台数などに対する住民反対運動などについては、市の責と考えております。この様な理解でよろしいでしょうか。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 102 | 事業に関するリスクについて | 27 | 別紙2 | | | | | 表中の「住民対応」の内容欄に「住民反対運動等」とありますが、住民反対運動が発生させないための対策として、住民への説明会は重要と考えております。住民への説明会予定及び回数についてご教示願います。 | 事業者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理等)に関する住民反対運動については事業者の責にて調整してください。 |
| 103 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 計画設計段階「測量・調査」の項目の内、市が実施した調査の関するものは貴市のリスクとありますが、今後開示される資料のにおいて存在が確認されるものについては事業者負担、貴市が未実施のために確認されないものは貴市リスクとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 104 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 計画設計段階「測量・調査」の項目の内、事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するものは事業者が主たるリスクを負担となっていますが、掘削残土処分時、処分先の要請等により掘削残土の土壌分析をした結果、汚染が確認された場合、その汚染によってかかる費用や工期延長等のリスクは貴市負担という考えでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 105 | 事業に関するリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 表中の「測量調査」の内容欄に「地質等現地調査」とありますが、埋設物調査が実施されていない場合、埋設物があった際には市の責と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。但し、入札公告後、希望者に貸与する資料において、確認できない埋設物に限ります。 |

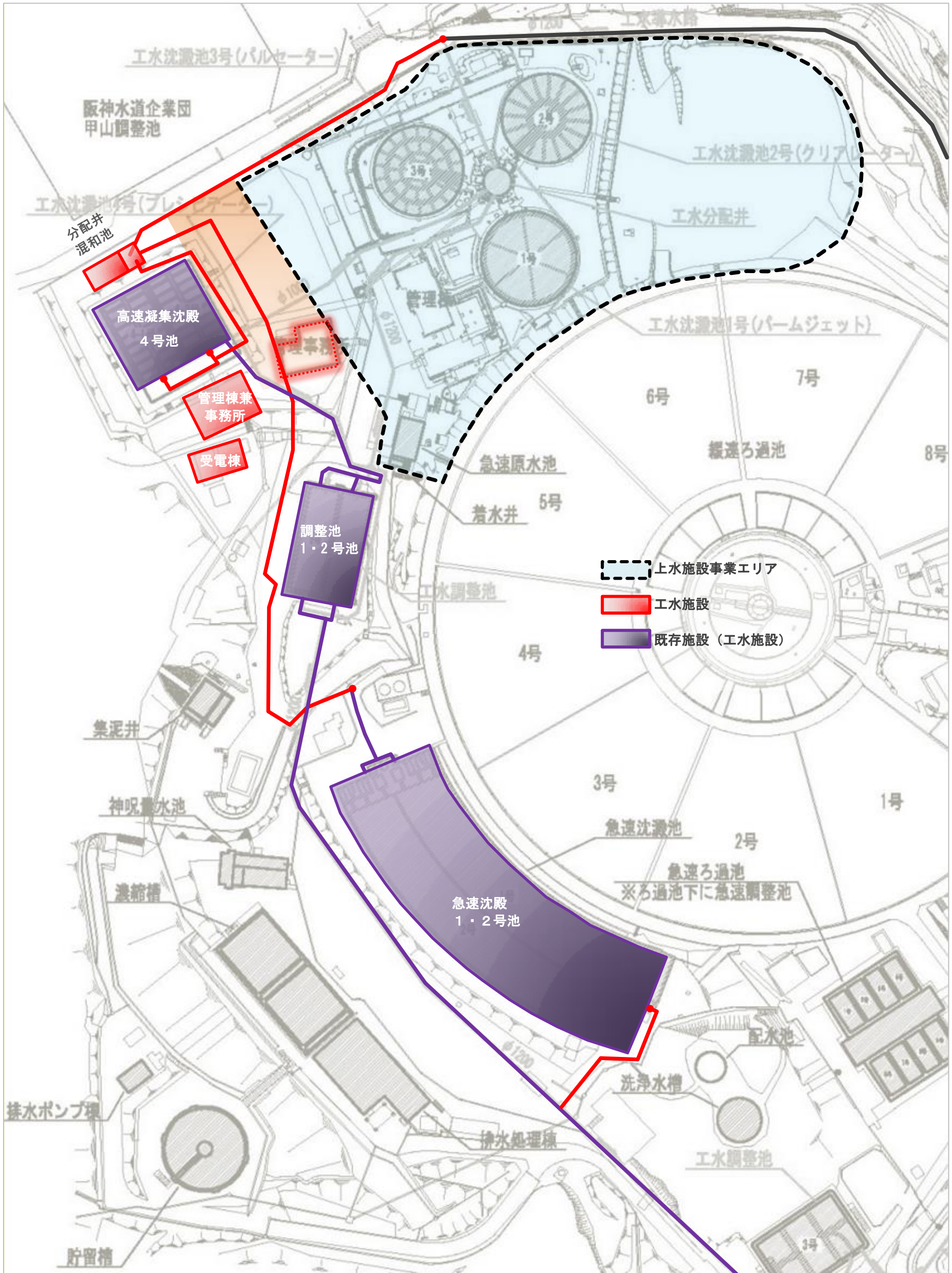
| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----------------|-----------|------|---|---|--|--|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 106 | 事業に関するリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 表中の「計画変更・遅延」の内容欄「帰責事由による計画変更、遅延」について、事業者の責となっておりますが、埋蔵物発現による計画変更については、市の責と考えております。この様な理解でよろしいでしょうか | 事業者が、自らの帰責事由で無いことを立証した場合には市のリスクとします。 |
| 107 | 事業に関するリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 表中の「工事遅延」の内容欄「帰責事由による工事遅延」について、事業者の責となっておりますが、埋蔵物発現による工期延期については、市の責と考えております。この様な理解でよろしいでしょうか | No. 106の回答をご参照ください。 |
| 108 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 建設段階「工事遅延」の項目について、近隣住民との協議の遅延及び協議結果に基づいた制約により、工期が延長となるリスクは市側の負担と考えてよろしいでしょうか。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 109 | 別紙2：事業に係るリスク分担 | 28 | 建設段階 | | | | | (工事遅延) 市の帰責事由・・・について事業者の帰責事由でない住民対応(協議)に起因することで発生した工事遅延を ○が市として追記してください。 | No. 80の回答をご参照ください。 |
| 110 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | | 原水水質について、「一定範囲」を具体的な数値にてご提示願います。 | 要求水準書(素案)の別紙2における「想定する原水水質」が一定範囲に該当します。 |
| 111 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 維持管理段階「原水水質」の項目の内、貴市、事業者でリスク分界点となる水質変動の「一定範囲」について、具体的に項目・数値等をご提示願います。 | No. 110の回答をご参照ください。 |
| 112 | 別紙2：事業に係るリスク分担 | 28 | 維持管理 | | | | | (原水水質)において、一定範囲内での水質変動とありますが、一定範囲とはどの範囲をお考えでしょうか。 | No. 110の回答をご参照ください。 |
| 113 | リスク分担について | 28 | 別紙2 | | | | | 別紙2のリスク分担について、維持管理段階において供給される原水の「一定範囲内」での水質変動とはどの程度を想定されていますか。 | No. 110の回答をご参照ください。 |
| 114 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | | 維持管理段階「原料・ユーティリティ」の項目の内、電気・ガス等の供給停止に関するものが事業者のリスクとなっております。電気等の供給停止原因が事業者に起因しない場合でその復旧が長期に亘ったため要求水準を達成できない場合等は不可抗力として対象外と考えてよろしいでしょうか? | 電気等の供給停止原因により、不可抗力に該当するか判断します。 |
| 115 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | | 原料・ユーティリティについて、電気・ガス等の供給停止に関するものは事業者負担となっておりますが、貴市から供給頂ける場合の供給停止は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | 電気・ガス等は事業者が供給者と直接契約することとします。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|-----------|-----|---|---|--|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | |
| 116 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | 原料・ユーティリティについて、薬品や電気・ガス等の使用量の変動は事業者負担となっていますが、原水の質や量に起因する場合のユーティリティ使用量の変動は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | 原水水質が一定範囲を超える場合のリスクについては、No. 110の回答をご参照下さい。水量の変動については、入札説明書等において詳細を示します。 |
| 117 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | 薬品や電気・ガス等の使用量の変動に関するリスクは、原水水質の変動が受け入れ基準を超える場合は貴市の負担として頂きたい。 | 原水水質が一定範囲を超える場合のリスクについては、No. 110の回答をご参照下さい。 |
| 118 | リスク分担について | 28 | 別紙2 | | | | 別紙2のリスク分担について、維持管理段階において施設の瑕疵担保期間は何年を想定されていますか。 | 要求水準書（素案）をご参照下さい。 |
| 119 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | 施設の瑕疵について、瑕疵担保責任期間をご提示願います。 | No. 118の回答をご参照下さい。 |
| 120 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | 維持管理段階「施設の破損」の項目の内、事故・火災等による修復等について、事業者起因しない場合は対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者が、事故・火災等が自らの帰責事由で無いことを立証した場合には、対象外とします。 |
| 121 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | 施設の破損について、事故・火災等による修復等は事業者負担となっていますが、事業者に帰責事由が無い場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | No. 120の回答をご参照下さい。 |
| 122 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | 施設の破損について、施設・設備の老朽化、劣化は事業者負担となっていますが、事業者に帰責事由が無い場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | 事業者が、施設・設備の老朽化・劣化等が自らの帰責事由で無いことを立証した場合には、対象外とします。 |
| 123 | 事業に係るリスク分担 | 28 | 別紙2 | | | | 維持管理費の増大について、「上記以外の事由による」リスクは事業者負担となっていますが、事業者に帰責事由が無い場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | 記載のとおり、市の帰責事由以外の事象については、事業者がリスクを負うこととします。 |
| 124 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | 維持管理費の増大について、「上記以外の事由による」リスクは事業者負担となっています。他の工事遅延や工事費増大などの項目では「市の帰責事由/事業者の帰責事由」と表記されているものと比べて表記の統一がなされておらず、この項目だけが不平等であると考えます。本項目も他の項目同様「事業者の帰責事由による」と改めることを求めます。 | ご意見として承ります。 |
| 125 | 事業に係るリスクについて | 28 | 別紙2 | | | | 維持管理段階「汚泥の処分」の内、の費用の増大が事業者のみのリスクですが、供給される原水が一定範囲を超えた場合など貴市のリスクとなり得る場合があると考えます。その際は対象外となると考えてよろしいでしょうか。 | 原水水質が一定範囲を超える場合のリスクについては、No. 110の回答をご参照下さい。 |

| No | タイトル | 実施方針の該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|--------------------|-----------|---------|---|---|--|--|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 126 | 事業に係るリスク 分担 | 28 | 別紙 2 | | | | | 汚泥の処分について、原水水質及び水量に起因して汚泥処分費用が増大した場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。 | 原水水質が一定範囲を超える場合のリスクについては、No. 110の回答をご参照下さい。水量の変動については、入札説明書等において詳細を示します。 |
| 127 | 事業に係るリスク 分担について | 28 | 別紙 2 | | | | | 汚泥の処分に関する費用の増大について、要求水準書（素案）の記載内容から「処分」業務のうち、「搬出」と「運搬」に関する費用増大のリスクを事業者が負うとの理解になるでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |

※いただいた質問・意見のうち、実施方針の内容に関係が無いと判断したものについては回答対象外としております。

工水施設改良工事 計画図



※現在、本工事は一部計画段階であるため、変更を行う場合があります。